

H20. 07. 15

京都市教育委員会

子ども・若者・総合支援策の充実に向けて

1 困難な状況にある子ども・若者・家庭への総合支援を！

(1) 直面する課題

- ・特に、問題行動を繰り返す子ども、学校・職場から抜け落ちた子ども等への手立て。
- ・無理難題を持ち込む保護者への対応、養育力不足の困難家庭への支援。

(2) 求められる対応

- ・国、地方の制度の枠組みを変える。
- ・制度の限界まで努力。

(3) 教育再生会議での諸提案

- ・「省庁再編」から特別立法まで具体的提案。

「子ども・若者・家庭」総合支援を！（門川・品川提案）

(4) 同時に、制度の枠内でできることに挑戦

- 「学校問題解決支援チーム」、「自律促進教育チーム」、
- 「“親の学び” 育みプログラム」、「生き方探究教育」 等

2 「学校問題解決支援チーム」(H19.8 設置)と「自律促進教育チーム」(H19.11 設置)の活動（別紙）

CASE 1（学校問題解決支援チーム）

CASE 2（学校問題解決支援チーム）

CASE 3（自律促進教育チーム）

3 「子ども・若者・家庭」総合支援策充実に向けて

(1) 困難な状況にある子ども、若者、家庭に届く支援を。

- ・親権の壁を乗り越え、スピード感を持った家庭への支援
- ・グレーゾーンの子どもの直接支援を可能に

(2) 「スピード、パワー、ハート」を備えた一元的支援窓口を！

- ・ 連携拠点として関係機関への指導性が発揮できる権限が必要

現在でもネットワーク自体は一定存在するが「連絡・調整」どまり。

- ＊ 必要な協力要請、措置要求、個人情報共有を可能に。

- ・ 既存の組織・機関で対応しきれない時、自ら動ける機能も。

- ＊ 学校問題解決支援チーム、自律促進教育チームの設置も。

- ・ 第三者評価の実施

一元的支援窓口自体の客観性、信頼性の担保

(3) 専門家、人材の養成・育成

- ・ 高い専門性を備えたコーディネーターの養成

- ・ NPO 等との連携強化や活動支援のための条件整備

(4) 既存関係機関の機能充実

- ・ 特に児童相談所の一層の機能充実

(5) 地方での設置に当たって、「スタンダード」の明示と予算措置。

- ・ 一元的窓口の役割・権限の「スタンダード」を明確にし、最低基準は共通に

- ・ 設置形態等については地方が独自性を発揮できる柔軟性を

- ・ 国としての予算措置が不可欠

4 「共汗」と「融合」で進める京都市行政

(1) 行政の縦割りから「融合」へ

(2) 放課後子どもプランの展開